

## 佐久市自然環境保全条例の概要について

- 1 目的 良好な生活環境や自然環境の維持、保全、保護を通して次の世代への継承、そして災害の防止等を図るため、事業者の方に理解をいただき、市との協働により住み良い故郷づくりをすることを目的としています。
- 2 内容 次に掲げる地域での一定の行為については、市の許可や市への届出・協議、市との協定の締結が必要となります。なお、各種届出及び申請の窓口は、市役所公園緑地課となります。

自然環境保全条例	
対象となる地域	<p>・<b>自然保全地区</b>(平成 18 年 6 月 9 日付指定) 佐久市内における平成 2 年 9 月 6 日現在の登記地目が山林又は原野となっている地区のうち、以下の区域を除くもの。</p> <p>① 自然公園の区域(自然公園法第 2 条の区域) ② 都市計画用途地域等(都市計画法第 8 条第 1 項の区域) ③ 都市計画区域内で②の区域以外のうち、建築物の容積率が 200%と定められた地域で、勾配が概ね 10%以下の地域(平成 25 年 12 月 18 日修正)</p>
	<p>・<b>環境保全地区</b>(佐久市環境審議会により、平成 18 年 6 月 9 日付指定) 市内で郷土歴史的な特色を有する地区のうち、自然環境の保全が必要と市長が指定した地区(160 箇所)</p>

自然保全地区で申請等が必要な行為				
【施行規則別表第1】 許可が必要な行為 (行為ごとに右に掲げる基準を超えるもの)	第1項	建築物その他の工作物の新築、増改築 (個人が行う行為で、当該 <u>個人の居住のための住宅に係るものを除く</u> )	床面積の合計 50 m <sup>2</sup> または 高さ 10m	
	第2項	(1)	宅地造成	面積 500m <sup>2</sup>
		(2)	土地の開墾	面積 1,000m <sup>2</sup>
		(3)	車道の築造	延長 35m
		(4)	第2項(1)から(3)以外の土地の形質変更	面積 500m <sup>2</sup>
	第3項	木竹の伐採(個人が行う当該個人の生活のための伐採及び枯損木の伐採を除く)	伐採面積 1,000m <sup>2</sup>	
	第4項	(1)	土砂類の採取	10m <sup>3</sup>
		(2)	石類の採取	5m <sup>3</sup>
	第5項	(1)	鉄塔の設置、増改設	高さ 10m
		(2)	送排水管の埋設	長さ 30m
(3)		広告等の掲出	広告表示面積 3m <sup>2</sup>	
【施行規則別表第3】 協定が必要となる行為 (行為ごとに右に掲げる基準を超えるもの)	第1項	(1)	宅地造成	面積 2,000m <sup>2</sup>
		(2)	土地の開墾、その他の形質変更	面積 2,000m <sup>2</sup>

**環境保全地区で事前の届出等が必要な行為**

【施行規則別表第2】 事前の届出が必要となる行為 (行為ごとに右に掲げる基準を超えるもの)	第1項	(1)	郷土的又は歴史的な特色を有する建築物の建て替え	全て	
		(2)	宅地造成地内における建築物その他工作物の新築	全て	
	第2項	(1)	宅地造成	面積 50㎡	
		(2)	土地の開墾	面積 100㎡	
		(3)	車道の築造	延長 35m	
		(4)	第2項(1)から(3)以外の土地の形質変更	面積 50㎡	
	第3項		木竹の伐採(個人が行う当該個人の生活のための伐採及び枯損木の伐採を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1.5mの高さにおける幹の周囲が 1.5mを超える樹木</li> <li>・高さ 3mを超える株立した樹木</li> <li>・枝葉の面積が 30 ㎡を超えるつる性の樹木</li> <li>・並木としての美観を整えている樹木</li> </ul>	
	第4項	(1)	土砂類の採取	10㎡ <sup>3</sup>	
		(2)	石類の採取	5㎡ <sup>3</sup>	
	第5項	(1)	鉄塔の設置、増改設	高さ 10m	
		(2)	送排水管の埋設	長さ 30m	
		(3)	広告等の掲出	広告表示面積 3㎡	
	【施行規則別表第3】 自然保全地区で協定が必要となる行為 (行為ごとに右に掲げる基準を超えるもの)	第1項	(1)	宅地造成	面積 2,000㎡
			(2)	土地の開墾、その他の形質変更	面積 2,000㎡